

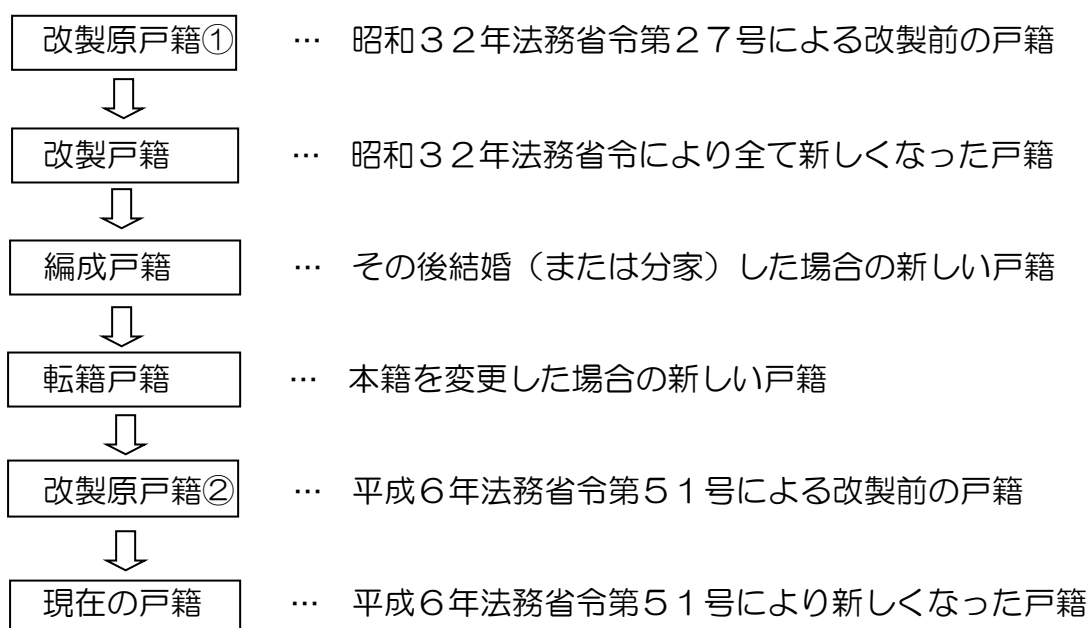
戸籍謄本請求時について

相続手続に関する戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、本紙をご持参のうえ、役所の住民課等のご担当者に「相続手続のために必要です」と申し添えてください。

【 戸籍ご担当の方へ 】

預金の相続手続を行うにあたり、相続人の方から次の書類を当組合に提出いただくようお願いしております。

1. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本
2. 被相続人の死亡がわかる戸籍等
※ 戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」などの文言がある場合は、戸籍謄本が新しくなっているので、更にそれ以前の戸籍謄本をお願いします。



※ 相続人の方に漏れなくご用意していただくため、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

長崎三菱信用組合
経営管理本部
TEL 095 - 861 - 4161